

## 議案第8号

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第17号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（沖縄県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び沖縄県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。